

○東京海洋大学海洋工学部における転学科に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、入学後に所属学科以外の学科の教育内容を理解した結果、所属学科以外の学科で教育を受けることを強く希望するようになった学生に対して、東京海洋大学学則第30条第3項の規定に基づき、海洋工学部における転学科の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(転学科の受け入れ時期)

第2 転学科の受け入れ時期は、次のとおりとし、各年次とも学年の始めとする。

海事システム工学科

情報システムコース 3年次

海洋電子機械工学科

機関システム工学コース希望者 2年次

制御システム工学コース 3年次

流通情報工学科 2年次及び3年次

(転学科を申し出ることのできる学生)

第3 転学科を申し出ることのできる学生は、次の各号に該当するものとする。

一 2年次に転学科する場合

イ 本学部に1年以上在学した学生

ロ 33単位以上を取得した学生

二 3年次に転学科する場合

イ 本学部に2年以上在学した学生

ロ 65単位以上を取得し、所属学科において東京海洋大学海洋工学部履修規則第19条の規定に基づく3年次への進級要件を満たした学生

2 転学科は、在学期間中1回に限り申し出ることができる。

3 転学科を申し出ることのできる学生は、海洋工学部教務委員会（以下「委員会という。」）で別に定める成績基準を満たした学生に限る。

(出願手続き)

第4 転学科を志望する学生は、所定の期間内に転学科願書を海洋工学部長（以下「学部長という。」）に提出するものとする。

(選考方法)

第5 転学科を志望する学生の選考方法は、受け入れ学科において定めるものとする。

(転学科の許可)

第6 転学科の許可は、受け入れ学科及び委員会で選考の上、海洋工学部教授会の議を経て学部長が決定する。

(転学科前の既修得単位の取扱い)

第7 転学科を許可された学生の既修得単位の取扱いについては、受け入れ学科で協議し、委員会の議を経て決定するものとする。

(転コースの取扱い)

第8 海事システム工学科及び海洋電子機械工学科の3年次以上に在学する学生の転コースの取扱いに関しては、第1から第5までの規定にかかわらず、所属学科で定め委員会が承認した方法によるものとし、転コースの許可及び転コース前の既修得単位の取扱いについては、第6及び第7の規定を準用する。この場合において、「転学科」とあるのは「転コース」と、「受け入れ学科」とあるのは「所属学科」と、それぞれ読み替えるものとする。

(再入学した学生の取扱い)

第9 再入学した学生にあつては、退学又は除籍前に第3第2項の規定に基づく転学科を申し出たか否かに関わらず、再入学後に転学科を申し出ることにはできない。ただし、第8の規定に基づく転コースについては、この限りではない。

附 則

この取扱要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年海洋大規第252号）

この取扱要領は、平成17年2月10日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則（平成18年海洋大規第252-2号）

この取扱要領は、平成18年2月9日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則（平成20年海洋大規第252-3号）

この取扱要領は、平成20年6月25日から施行する。ただし、平成21年3月31日に在学する学生については、改正前の第8を削る改正は適用しない。

附 則（平成22年海洋大規第41号）

この取扱要領は、平成22年4月1日から施行する。